

ハンガーズ A 加盟店 規約

第1条 (定義)

- 1、「ハンガーズ本部」(以下「ハンガーズ」という)とは、ハンガーズ株式会社(以下「当社」という)が企画・運営する特殊壁紙施工技術を活用する壁紙職人及び内装施工技術者、さらにはハンガーズの活動内容に賛同した内装業界関係者が集う全国ネットワークの総称をいいます。
- 2、当社は、本規約を随時改定することができる。

第2条 (A 加盟店の資格)

ハンガーズ A 加盟店とは、以下の各号の基準を満たし当社から加盟適格者として認められたものとします。

- ①ハンガーズの理念に賛同していること
- ②ハンガーズ A 加盟店規約を誓約できること
- ③内装工事業を営んでいること
- ④法人、もしくは一人親方

第3条 (加盟店の種類)

ハンガーズの加盟店は、以下の 2 種類からなるものとします。

- ・A加盟店 : 内装工事業を営んでいるもの(本規約は A 加盟店規約になります)
- ・B加盟店 : A加盟店以外の内装業界関係者(壁紙のブランドメーカー、問屋、代理店、工事店、工務店、リフォーム会社、輸入代理店、製品メーカーその他の内装業界関係者)

第4条 (A 加盟店専属のハンガー登録制度)

当社が企画した特殊壁紙施工技術を習得し、当社から直接工事委託を請けられるものを加盟店と呼び、A 加盟店を経由して施工ができるものをハンガー登録者(以下「ハンガー登録者」という)と呼び、その登録方法は以下の通りとします(A 加盟店の場合は加盟店とハンガー登録者が同一人物になることを想定しています)。

・加盟申請受理と同タイミングで A 加盟店加入者は所定の手続きの上、ハンガー登録申請がなされ、その後「導入研修」を受けることでハンガー登録者となります。なお、A加盟店において雇用契約のある者、外注や雇用関係のない職人も A 加盟店の推薦によりハンガー登録が可能です(「A 加盟店推薦ハンガー登録者」という)。登録に際しては導入研修費 11,000 円(税込)/人を支払い、導入研修が修了した方に限りハンガー登録されます。

なお、ハンガーズが A 加盟店推薦ハンガー登録者へ業務委託の発注を希望する場合は必ず A 加盟店を経由しての発注となり、A 加盟店を飛び越えた業務委託はできないものとします。諸手続き等々の関係でやむを得ず直接の委託契約を締結する場合には、A 加盟店の事前承諾を書面にて得た上で業務委託を行うこととします。

第5条（技術提供の内容）

A 加盟店へは、特殊壁紙、デコラティブフィルムの施工技術を、「基礎技術、応用技術、管理能力の3段階」の技能分類(以下「ハンガーズスタープログラム」という)により提供するものとします。併せて「一般クロス」における業界標準施工技術体系も提供するものとします。

第6条（技術提供の方法）

A 加盟店、A 加盟店推薦のハンガー登録者で希望者は有償の(料金体系は別途提示)ハンガーズスタープログラムの研修を受講出来ます。A 加盟店、並びに A 加盟店推薦のハンガー登録者が各カリキュラム終了後に資格審査に合格することで「★(ワンスター)」「★★(ツースター)」「★★★(スリースター)」の技能資格並びに研修修了認定が与えられるものとします。

第7条（工事委託制度）

当社は、特殊壁紙施工工事の受注活動を積極的に行い、A加盟店、A 加盟店を經由してハンガー登録者に工事委託を行うものとします。なお、当社からA加盟店に委託される工事に関しては、在籍ハンガー登録者の有する技能や資格、適正によりその委託工事内容を当社で選別の上し、別途定める工事請負契約(注文書)を発行することによって発注するものとします。また、ハンガーズより工事委託を受けた場合は必ずハンガーズ指定の制服を着用の上、現場に入職してください。また、A 加盟店を通じてハンガー登録された者も同様に制服の着用をお願いします。(制服は当社より購入ください)

第8条（工事受託制度）

A 加盟店はハンガーズに対して特殊壁紙施工及び一般壁紙施工を発注できます。

第9条（システム利用） ※現在は利用できません。利用開始の際に改めて通知します。

A加盟店は、委託された工事を請負った場合には、当社の指定する「ハンガーズ受発注システム」を必ず利用するものとし、システム利用には、以下の各号の利用料金をペイメント方式により支払うものとします。

- ① 工事受発注システム:工事案件1件あたり 220 円(税込)
- ② 請求書発行システム:請求書1通あたり 550 円(税込)

第10条（総会への参加）

A加盟店は、毎年当社の開催するハンガーズ総会及びイベント、研修会に代表者およびハンガー登録者全員で参加することができます。

第11条（現場ルールの遵守）

A加盟店に委託された工事を請負う場合は、工事請負契約書(注文書)に規定されている諸規定を遵守し、受託現場ごとに設定されている各種ルールを事前に理解しこれらを遵守することとします。

第12条（A 加盟有効期間）

A 加盟店としての有効期間は、加盟承認の日から翌10月31日まで、加えて、11月1日を基準日として翌

年10月31日までの1年間とするものとします。

第13条（A加盟店に関する金員）

ハンガーズ加盟に際しての金員は以下の通りとします。

- ① 入会金は、33,000円(税込)／社もしくは一人親方1名分。
- ② 年会費は、22,000円(税込)／人。ただし、初年度のみ入会の時期により
前期入会：11月1日～4月末、後期入会：5月1日～10月末とし初年度の入会期間の長さを配慮し、
年会費は前期入会者：22,000円(税込)／人、後期入会者：11,000円(税込)／人とします。
- ③ 導入研修費は、55,000円(税込)／人。
- ④ A加盟店以外のA加盟店専属ハンガー登録者は導入研修費11,000円(税込)／人。
- ⑤ 導入研修費以外の技術研修費は、別途料金とします。

第14条（中途退会）

A加盟店は、やむを得ない事由がある場合退会希望日の3ヶ月以上前に相手方に対し文書による通知をして退会することができるものとします。ただし、既に収めた入会金、年会費、導入研修費等は返金できないものとします。

第15条（当社の解除権）

1、A加盟店において、以下の各号に該当する事態が発生した場合、当社は30日以上以上の期限を定めて書面によって催告し、期限到来後もなお、乙が当該事実及び行為の解消、又は是正をしない時は、当社は当該加盟店との関係を解除することができるものとします。

- ① 加盟申込み時の記載事項に虚偽があることが明らかになった時
- ② 工事発注者もしくは第三者により、公的機関等に訴えられた時
- ③ 差押、仮差押、仮処分又は競売の申し立てを受けた時
- ④ 粗悪施工やハンガーズの事業全体の信用を著しく低下させた時
- ⑤ 加盟店間の競合・紛争・誹謗中傷・脱会幫助等があり、当社の裁定に従わない時
- ⑥ その他、本規約に関する重大な違反行為をした時

2、当社は、第1項の規定により解除した場合において、当該加盟店に対して、その解除により生じた損害賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、双方協議して定めることとします。

第16条（守秘義務）

1、加盟店は、当社より提供された全ての技術・資料・情報は、ハンガーズの企業機密であり信用情報であることを確認すると共に、加盟店は、当該技術・資料・情報を慎重に取り扱い、加盟期間中は勿論、退会後といえども第三者へ漏えいしてはならないものとします。

2、加盟店が前項の守秘義務に違反し、当社ならびにハンガーズ全体または一部が損害を被った場合には、当該加盟店は直ちに当社の請求に対しその一切の損害を賠償しなければならないものとします。

第17条（個人情報の保護）

当社及び加盟店は、別途定める「個人情報の取扱に関する覚書」に基づき、相手方から提供された個人情報について秘密を保持するものとします。

第18条（反社会勢力の排除）

加盟店は、自己または自己の従業員および専属外注職人が、いずれも反社会勢力とのかかわりがないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するために別途定める「反社会勢力排除に関する覚書」を当社に提出するものとします。

第19条（裁判管轄）

ハンガーズ加盟に関連して生じる当社と加盟店の一切の権利および義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第20条（会員規約の変更）

当社は、会員規約を随時変更することができるものとし、加盟店はこれに同意します。変更の内容については、ハンガーズホームページ上に2週間表示した時点で全ての加盟店が承諾したものとします。